

第1回静岡県 医療審議会	資料 3-6 別冊	議題 3
-----------------	-----------------	---------

関係法令（抜粋）

○ 医療法

（医療連携推進認定）

第70条

次に掲げる法人（営利を目的とする法人を除く。以下この章において「参加法人」という。）及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、かつ、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）に係る業務の連携を推進するための方針（以下この章において「医療連携推進方針」という。）を定め、**医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、定款において定める当該連携を推進する区域**（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県（当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあつては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県）の知事の認定を受けることができる。

- 一 医療連携推進区域において、病院等を開設する法人
 - 二 医療連携推進区域において、介護事業（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業をいう。）その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。第70条の7において同じ。）の構築に資する事業（以下この章において「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人
- 2 前項の医療連携推進業務は、病院等に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う次に掲げる業務その他の業務をいう。
- 一 医療従事者の資質の向上を図るための研修
 - 二 病院等に係る業務に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給
 - 三 資金の貸付けその他の参加法人が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

（医療連携推進認定の申請）

第70条の2

前条第一項の認定（以下この章において「医療連携推進認定」という。）を受けようとする一般社団法人は、政令で定めるところにより、医療連携推進方針を添えて、都道府県知事に申請をしなければならない。

- 2 医療連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 医療連携推進区域
 - 二 参加法人が医療連携推進区域において開設する病院等（第4項及び第70条の11において「参加病院等」という。）相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項

四 その他厚生労働省令で定める事項

- 3 医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。
- 4 医療連携推進方針には、第2項各号に掲げる事項のほか、参加病院等及び参加介護施設等（参加法人が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所をいう。第70条の11において同じ。）相互間の業務の連携に関する事項を記載することができる。
- 5 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたるときは、当該医療連携推進区域の属する都道府県知事の協議により、医療連携推進認定に関する事務を行うべき都道府県知事を定めなければならない。この場合において、医療連携推進認定の申請を受けた都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人に対し、医療連携推進認定に関する事務を行う都道府県知事を通知するものとする。

（医療連携推進認定の基準）

第70条の3

都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

- 一 医療連携推進認定業務（第70条第2項に規定する医療連携推進業務をいう。以下この章において同じ。）を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによつて医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 医療連携推進方針が前条第2項及び第3項の規定に違反していないものであること。
- 六 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。
- 七 社員は、参加法人及び医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。
- 八 病院等を開設する参加法人の数が二以上であるものであることその他の参加法人の構成が第70条第1項に規定する目的（次号第10号イにおいて「医療連携推進目的」という。）に照らし、相当と認められるものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。

- 九 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- 十 社員は、各1個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
 - ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。
- 十一 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。
- 十二 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者として厚生労働省令で定めるものを社員並びに理事及び監事（次号において「役員」という。）としないう旨を定款で定めているものであること。
- 十三 役員について、次のいずれにも該当するものであること。
- イ 役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くものであること。
 - ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。
 - ハ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者として厚生労働省令で定める者であるものであること。
- 十四 代表理事を1人置いているものであること。
- 十五 理事会を置いているものであること。
- 十六 次に掲げる要件を満たす評議会を置く旨を定款で定めているものであること。
- イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成するものであること。
 - ロ及びハ 略
- 十七 参加法人が次に掲げる事項その他の重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。
- イ 予算の決定又は変更
 - ロ 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れ
 - ハ 重要な資産の処分
 - ニ 事業計画の決定又は変更
 - ホ 定款又は寄附行為の変更

- へ 合併又は分割
- ト 目的たる事業の成功の不能その他の厚生労働省令で定める事由による解散
- 十八 第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第70条の22において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第30条第2項に規定する医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもの（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- 十九 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。
- 二十 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

2 都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

（医療連携推進認定の欠格事由）

第70条の4

次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができない。

- 一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 地域医療連携推進法人（次条第1項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）が第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であつた者で、その取消しの日から5年を経過しないもの
 - ロ この法律その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第3号において「暴力団員等」という。）
- 二 第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの
- 三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（略）

(定款に定めるべき事項)

第 70 条の 17

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項並びに第 70 条の 3 第 1 項第 6 号、第 7 号、第 12 号及び第 16 条から 19 号までに規定する定款の定めのほか、地域医療連携推進法人は、その定款において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 資産及び会計に関する規定
- 二 役員に関する規定
- 三 理事会に関する規定
- 四 解散に関する規定
- 五 定款の変更に関する規定
- 六 開設している病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）又は開設し、若しくは管理している介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて厚生労働省令で定めるものがある場合にはその名称及び所在地

(略)

(代表理事の選定及び解職)

第 70 条の 19

代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 認定都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。